

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年9月15日(木) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者 委員

会長 南 一成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1 番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2 番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3 番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4 番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5 番 川脇 幸子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6 番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7 番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8 番 岡野 保雄 出席☒ 欠席☐

9 番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10 番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11 番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12 番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 山中 浩徳 出席☒ 欠席☐

書記 松本 尚樹 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

報告第1号 許可外転用の届出について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員

小 坂 貴 一

署名委員

福 本 卓 雄

議長 ただ今から、令和4年第9回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と福本委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について』

『議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』

『報告第1号 許可外転用の届出について』

それでは「議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東500mに位置する第三種農地です。位置は4条-1で示しています。

転用目的については、自己用車庫です。

申請地は既に車庫として利用されており、追認申請するものです。車庫としては平成5年から利用されていたようですが、農地法上の手続きを怠っていたため、追認申請と併せて今後農地法遵守を約束する旨を記載した始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、始末書も出たということですので、問題はありません。

南委員 私も同意見でございます。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第2号 農地法第5条による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 そのままページ番号4と5を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東500mに位置する第三種農地です。位置は5条-1で示しています。先月の総会にて保留扱いとした案件です。

転用目的については、所有権移転で自己用住宅の建築です。

申請地の隣接地が譲渡人の住居地です。

譲受人と譲渡人は親子関係にあり、高齢である譲渡人の今後の介護や周辺所有地の維持管理のため申請地を選択したとのことです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、先月保留になった申請場所で、無断転用状態にあった隣接地につきまして、申請が上がりましたので別に問題はありません。

南委員 私も同意見です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番

は原案のとおり決定致しました。

次に議案第2号2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号6と7を一緒にご覧ください。申請地は、役場より南3.2kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

こちら先月の総会にて保留扱いとした案件です。

転用目的については、所有権移転で太陽光発電設備の設置です。太陽光発電設備のガイドラインに基づく届出書において、隣接している土地の地権者及び自治会への事業説明を済ませていることを確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 はい、これは、●●さん家の前の、太陽光の申請です。基本的には、周辺自治会への説明も終えているということですので、問題はありません。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第3号 住宅に付属した農地指定申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号8をご覧ください。申請地は、役場より南1kmに位置する第二種農地です。位置は住宅付属-1で示しています。

申請地は農業振興地域内の農用地以外の農地で、集団性はなく、生産性が低いことから住宅に付随する農地と考えられるものかと思います。

地図上で付随する住宅と示している住宅と併せて既に購入予定者がおります。なお、付随する住宅については、老朽化により危険であったため現在は解体されており、リフォームではなく建て替えるとのことでした。

住宅に付随する農地に認定された後は、申請地及び宅地について、所有者と購入する者が売買契約を結び、次回以降の総会で認定農地について3条申請をする予定とのことでした。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

驛重委員 はい、以前当該地へ訪れた際には、売るんだということで、まだ家屋が残っておりました。今は、家屋は解かれており、隣接地は畑で残っています。問題はないと思います。

重森委員 ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号1番は原案のとおり決定致しました。

議長 次に「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号9と10に記載しておりますが詳しくは10に記載しておりますので10をご覧ください。今回は更新4筆、12,989㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通り。申請に

よれば農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で公告及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月 1 日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第 4 号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第 4 号は原案のとおり決定しました。

議長 次に「報告第 1 号 許可外転用の届出について」1 番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号 11 をご覧ください。申請地は、役場より南西 1.8km に位置する第一種農地です。位置は許可外－1 で示しています。

転用目的については、農業用倉庫の建築です。隣接農地の所有者の同意があったことを書面にて確認しております。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、農業用倉庫を造られるということで、問題はありません。

南委員 はい、ここはですね、ちょうど圃場整備をしております。従って圃場整備のですね、作業が上手くいくように倉庫を建てるということで、申し出がありました。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特になければ受理・承認とします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和4年第9回田布施町農業委員会総会を閉会します。